

学術奨励「根来・阪口」基金運用規程

平成 9 年 1 月 17 日 制定
平成 14 年 7 月 13 日 改定
平成 25 年 10 月 5 日 改定
平成 27 年 3 月 15 日 改定
令和 7 年 3 月 30 日 改定

- 第 1 条 この基金は「根来」元名誉会員遺族と、「阪口」元理事遺族からの寄付金によるものであつて、学術奨励「根来・阪口」基金とする。
- 第 2 条 この基金は、本会会員の学術的業績の向上をはかるため、発表業績のあった者および本会が推薦する座長を奨励するために制定する。
- 第 3 条 学術奨励を受ける者は本会会員とする。ただし、受賞の対象が共同の場合はその研究を代表する者とする。
- 第 4 条 学術奨励を受ける対象者は次の場合とする。
- 2 (公社)日診療放射線技師会が主催する全国学術大会または、同会の発行する会誌で発表した者および、前記に類似した発表者、本会の推薦する座長。
 - 3 研修会、研究会において本会を代表して発表した者および座長、前記に類似した発表者。
 - 4 (1)本会主催の研修会、研究会において発表した者および、前記に類似した発表者。
(2)近畿地域診療放射線技師学術大会で発表した者。
- 第 5 条 前条の該当者には学術奨励賞を贈呈する。
- 第 6 条 学術奨励賞は、第 4 条第 2 項の該当者には 5,000 円、同第 3 項の該当者には 3,000 円、同第 4 項の該当者には 2,000 円相当の品とする。
- 第 7 条 基金は「根来・阪口基金」として管理する。
- 第 8 条 奨励賞は、前条の基金及び、基金によって生じる預金利息を持って充てる。
- 第 9 条 この規定は理事会の決議により変更することができる。
- 附 則 この規定は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 平成 14 年 7 月 13 日改定し、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。
- 3 平成 25 年 10 月 5 日改定し、平成 25 年度事業より適用する。
- 4 平成 27 年 3 月 15 日改定し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。
- 5 令和 7 年 3 月 30 日改定し、令和 7 年度事業より運用する。